

今後の検討予定（鶴見岳・伽藍岳、九重山）

取組予定内容

【鶴見岳・伽藍岳】

- ① 居住地域に係る避難計画の検討・策定
居住地域に係る計画について、年内の策定を目指す。
- (1) HPへの掲載（会議の概要）
- (2) 避難対象者数等の修正
令和3年10月～11月中（予定）
- (3) 協議会
令和3年12月下旬（予定）

【九重山】

- ② 噴火シナリオ改定に伴う避難計画の検討・策定
- ③ 噴火シナリオ改定に伴うマップの更新・印刷

【鶴見岳・伽藍岳、九重山共通】

- ④ 地域防災計画への反映
上記の避難計画で定めた事項を基に、活動火山特措法で定められた事項を各市町地域防災計画に反映する際に、市町は、火山防災協議会の意見を聴取することとなっている。
- ⑤ 避難促進施設に関する対応 *関係部署と要協議
・市町は、不特定かつ多数の者が利用する施設等で、円滑かつ迅速に避難する必要がある施設の名称及び所在地を、市町地域防災計画に定めることとされている（※）。
・しかしながら、指定の基準がないため、今後の整備のために、指定の基準について検討をする必要がある。

○活火山法の概要

2. 法律の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

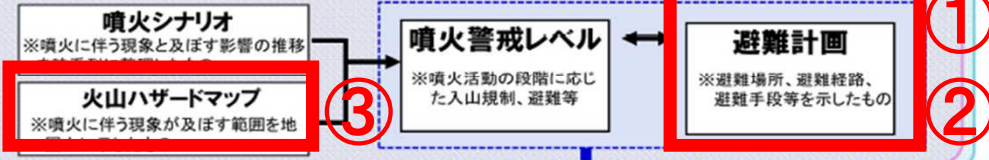
…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）



協議事項

・噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知（例：桜島）

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- ・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定